様式第13の３（第31条の２関係）

特別送配電関連費明細表

（単位：千円）

	可変費
賠償負担金相当金	
廃炉円滑化負担金相当金	
賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費	
＜　＞	

（記載注意）

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費の＜　＞内には具体的な営業費項目を記載すること。

注　１　様式第３の注１及び２と同様とすること。

２　賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費項目が２つ以上ある場合は、欄を増やして記載すること。

様式第13の４（第31条の２関係）

特別送配電関連費計算表

（単位：千円）

	可変費
特別高圧需要	
高圧需要	
低圧需要	

様式第13の５（第31条関係）

特別原価等集計表

（単位：千円）

	可変費
特別高圧需要	
高圧需要	
低圧需要	

注　様式第３の注１及び２と同様とすること。

様式第13の６（第31条の２関係）

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量（10^6 kWh）	単価（円／kWh）	想定料金収入
特別高圧需要		（　）		（　）		（　）	（　）
高圧需要		（　）		（　）		（　）	（　）
低圧需要		（　）		（　）		（　）	（　）

（記載注意）

１　特別高圧需要、高圧需要、低圧需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

２　様式第３の注１及び２と同様とすること。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第五条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［略］
第二章　［略］	第二章　［略］
第一節　［略］	第一節　［略］
第一款　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定（第六条―第十九条）	第一款　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定（第六条―第二十三条）
第二款　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る料金の算定（第二十条―第三十三条）	第二款　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る料金の算定（第二十四条―第三十八条）
第三章　［略］	第三章　［略］
第一節　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十四条―第三十六条）	第一節　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十九条・第四十条）
第二節　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十七条―第三十九条）	第二節　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第四十一条・第四十二条）
第四章　燃料費調整制度（第四十条・第四十一条）	第四章　燃料費調整制度（第四十三条・第四十四条）
附則	附則